

第五十五回国會議院法務委員會會議錄第四号

昭和四十二年五月二十三日(火曜日)

午前十一時八分開会

事務局側

常任委員会専門員 増本 甲吉君

委員の異動

五月十八日

後藤 義隆君

辭任

五月二十日

辭任

黒木 利克君

補欠選任

黒木 利克君

補欠選任

後藤 義隆君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

浅井 亨君

後藤 義隆君

田村 賢作君

久保 等君

木島 義夫君

斎藤 昇君

鈴木 万平君

松野 孝一君

大森 創造君

加瀬 完君

亀田 得治君

山高しげり君

田中伊三次君

新谷 正夫君

寺田 治郎君

大西 勝也君

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(浅井亨君) ただいまから法務委員會を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。五月十八日、後藤義隆君が委員を辞任せられ、その補欠として黒木利克君が、また五月二十日、黒木利克君が辞任せられ、その補欠として後藤義隆君が委員に選任せられました。

○委員長(浅井亨君) 次に、理事の補欠互選についておはかりいたします。ただいま御報告いたしました委員の異動に伴いまして理事が欠員となっておりますので、その補欠互選を行ないたいと思っております。

互選は、先例により、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(浅井亨君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に後藤義隆君を指名いたします。

○委員長(浅井亨君) 次に、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案を議題とし、その提案理由の説明を聴取いたします。田中法務大臣。

○國務大臣(田中伊三次君) 遅刻をいたしましたので恐縮でございます。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

この法律案は、司法書士会及び司法書士会連合会並びに土地家屋調査士会及び土地家屋調査士会連合会が、いずれも法人格を持っておられないために、会員または連合会の構成員たる各会の指導、連絡、共済制度の採用あるいは会の活動または財産の取得、維持、管理等に種々の支障を生じている実情にかんがみまして、これらに法人格を取得させるとともに、これに関する規定を整備する等の必要があり、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正しようとするものであります。

次に、この法律案による主要な改正点を申し上げます。

第一に、司法書士会及び司法書士会連合会並びに土地家屋調査士会及び土地家屋調査士会連合会は、法人とするものとし、いずれも政令の定めるところにより、登記をしなければならないものとした。

第二に、司法書士会及び土地家屋調査士会の会則の記載事項を整備するとともに、司法書士会連合会及び土地家屋調査士会連合会の名称及び会則の記載事項を法定いたしました。

第三に、会則の記載事項中これらの会の代表機關等に関する事項を整備いたしました。

第四に、司法書士の業務の実態に即し、司法書士は、他人の囑託を受けて登記または供託の申請手続をもその者にかわってすることができ、このことを法文上明確にいたしました。

第五に、司法書士の認可に関する事務の実情にかんがみ、認可を申請するにあたっては、千円を

こえない範囲内で政令で定める額の手数料を納付すべきものとした。

以上がこの法律案の主要な点でございます。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(浅井亨君) 本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(浅井亨君) 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。田中法務大臣。

○國務大臣(田中伊三次君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、裁判所における事件の適正迅速な処理をはかる等のため、裁判所の職員員数を増加しようとするものであります。以下簡単にその要点とすることを申し上げます。

第一点は、裁判官の員数を増加しようとする点であります。御承知のとおり、第五十一回国会において成立した借地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方裁判所及び簡易裁判所においては、本年六月から新たに、借地条件の変更等に関する申し立て事件を取り扱うこととなっております。これらの事件は、特に大都市においては、現在の借地事情にかんがみ、かなりの数にのぼるに達するものと見られますので、その適正迅速な処理をはかるため、さしあたり裁判所の員数を四人、簡易裁判所判事の員数を三人、それぞれ増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所職員員数を増加しようとする点であります。地方裁判所における工業所有権に関する事件及び租税に関する事件並びに地方裁判所及び簡易裁判所における借地

第三部 法務委員會會議錄第四号 昭和四十二年五月二十三日【參議院】

見地からの計算で整理統合ということはむろん問題にならないわけで、そういう点で、いろいろ政治的な問題、あるいは地元との関係等をもよく御相談いたしまして、そして慎重に検討してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○後藤藤隆君 今度の改正によって相当な人員が増員されることになっておりますが、その配置計画はどんなふうになっておられますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは裁判官とその他の職員とで少しづつ違いますが、借地法の改正に伴います借地事件の処理のためでございますので、その種の事件が多発いたします東京、大阪を中心に配置する計画でございます。なお、これに伴います書記官、事務官等も、当然それらの地に配置することになるわけでございます。それから地方裁判所の調査官は、御承知のとおり、昨年の国会で裁判所法を改正していただきました関係でございます。租税の関係と特許の関係でございます。租税の関係につきましては、昨年東京二人、大阪一人というふうな配置をいたしまして、ややまだこれで勢力不足というふうなふうに聞いておりますので、本年この定員法を通していただきますれば、東京、大阪に各一名ずつ増員したいと考えております。

それから特許の関係は、昨年三名認めていただきました者全員、これは東京に配置いたしました。と申しますのは、特許の関係では、大体三人が一人で、機械関係、電気関係、化学関係と、こういうふうなつまり三人一組で補佐をするという関係になりますので、三人とも東京に配置したわけでございます。本年この定員法を認めていただきますれば、二名特許の増員になるわけでございます。これは二人とも大阪に配置する予定であります。

それから執行官の事務の増員、事務官の増員は、これはいままだ検討中でございますが、私どもとしては、かなり大きな数が将来必要になるのではないかと見通して、当面二十人というこ

とで認めていただいておりますような状況でございます。この関係は、執行官の事務をかわってやらせるのにふさわしい裁判所を適宜ピックアップいたしまして、全国で八庁か九庁くらい選びまして、それらのところでやってみよう、かように考えておるわけでございます。たとえば九州で申し上げますれば、佐賀あたりがいかかかであろうかという点で、いま見通しをつけて検討をいたしておるような状況でございます。

○後藤藤隆君 この裁判官の充員計画については、どういふふうな計画があるのか、その点について。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは毎年度国会で非常に御心配をいただきます問題で、裁判官が相当必要であるにかかわらず、なかなか増員の点について十分な処置がとれません。非常に大きな隘路が充員計画のほうにあったわけでございます。現在もその状態が続いております。お手元の参考資料の三ページのところに、裁判官の定員と現在員、欠員というものが出ておりますが、この表でござらぬいただきます。これは三月一日現在でございますが、かなりの欠員をかかえておるわけでございます。特に判事のほうでは五十人余りの欠員があるわけでございます。そこで、それにさらに今回の増員を認めていただくということになりますので、その充員はということになるわけでございますが、判事のほうはこの表をつくりましたのは三月一日で、その後三月の末でもって判事補から判事になりまして者が四十数名ございます。それからなお、簡裁判事判事の資格があります者がやはり三十人近くございまして、そういうものでもって逐次埋めてまいっておるわけでございます。今後は、それによりまして生じた判事補につきましては、これは修習生が三月に卒業いたしましたほほ埋まっておりますような状況でございます。現在のところ、なお簡裁判事判事若年の欠員がございまして、これは定年で退官される方も逐次なっておりますし、それからいゆる特任の判事

も採用いたしておるわけでございます。さらにまた、弁護士会ともしばしばお話し合いをいたしまして、できる限り弁護士会からもおいでいただくというように声をかけて、いま増員を認めていただきます程度の分の充員については見通しを立てておるような次第でございます。

○後藤藤隆君 最高裁判所の判事の退職金については特に法律を制定したわけでありませんが、下級裁判所の判事、そういうふうなふうなものについては全然そういうことは、退職金については別に考慮しておらないのかどうか、その点について。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) この点は、前回最高裁判所裁判官の退職金について御審議いただきました際にも、この法務委員会でもいろいろお話が出まして、私どもとしては、これは大いに前向きで済みやかに結論を得るようには検討努力を重ねるといふふうに申し上げてまいっておるわけでございます。そこで、これは後藤先生御存じかと思いますが、私どものほうで日弁連とのいゆる定期的な協議の集まりがございまして、これは毎月一回、まあ平均いたしますと年に八、九回程度で連絡協議をいたしておるわけでございます。その連絡協議の最も重要なテーマとして、弁護士から裁判官においでいただくことについて、弁護士があるかという問題の検討、その中でも特に待遇問題、すなわちいま後藤委員のお話の点に重点を置かれておるわけでございます。弁護士会との金制度というのについて一応の試案をおつくりになったというふうな何ておるわけでございますが、さような制度と公務員の共済制度とがうまく結びつかならば、そこに弁護士からおいでになった方々の待遇の道が開けるわけでございます。優遇と申しますか、ある程度そういう点についての配慮が可能になるわけでございます。ただ、この点はなかなか双方の技術的な問題にむかっ点がございまして、これを結びつけてうまくいけるかどうかという点についてまだ自信ある

結論を得るにまで参っておらないわけでございます。今後とも前向きで検討してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○後藤藤隆君 この執行官法に基づく裁判官の増員について今後の関係は先ほどお聞きしたのですが、それとほとんど同じような地裁の調査官については今後どういふふうな考えを持っておりますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 地裁調査官につきましては、裁判所の部内では、非常にこれが有効な制度であり、これによって訴訟の適正迅速に非常に寄与しているという点が強いわけでございます。ただ、弁護士会のほうでは若干その間に疑義をお持ちになっておるようにも何っておるわけでございます。そこで、何と申ししても新しい制度でございます。まあ裁判制度の非常に根幹にも関係する重要な問題でございますので、実績を見ながら善処してまいりたい、かように考えておりました。さしあたり地裁調査官の増員は、何と申ししても東京、大阪に多くの事件が集まっておりますので、一応東京、大阪の配置が終りますれば、その程度で実績を見てはどうかとも考えておるわけでございます。それに対して、租税の関係は、これは全国にまたがる問題でございますので、実績を見ながらもう少し伸ばしてまいらなければならないか、大体いまのところはそのような関係で、よく各方面の御意見を伺いながら前進してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○後藤藤隆君 家庭裁判所の調査官は、どういふふうな職務を扱わせることになりますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 家庭裁判所の調査官は、少年事件と家事事件とに分かれてやっておるわけでございます。一口で申し上げれば、いゆる事件の補助的な調査官ということになるわけでございます。しかし、さしあたり調査官の増員等お願いしておりますポイントは、やはり少年事件のほうでございます。家事事件のほうは、何と申ししても事件がそれほどふえて

いない、どちらかという減つておるような傾向にあるわけでございます。これはそれほど大きな事務の負担にはなつておらないわけでございますが、少年事件はかなり増加しております。またこの少年問題の重要性にもかんがみまして、十分にその調査をしなければならぬ。特に在宅少年、つまり鑑別所に入つております少年は、これは鑑別所のほうで相当ないろいろ調査が行なわれるわけでございますが、在宅の少年についての資質調査というふうなものに不十分な点があるのではないかという事で、そちらのほうに重点を置いて考へてまいつておるわけでございます。

○後藤藤隆君 少年に関する事件の調査をさせることがおもだといふことですが、いま法案が提出されておると思いますが、反則金ですね、反則金の法案が成立すると少年事件というのが非常に減るのではないかと思ふこと、それから法務省が、現在正式には発表しておらないようですが、少年法の改正をする、これにどういふふうな影響がありますか、その点考慮しておりますかどうか。調査官にどんなくあいに影響する

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) まず反則金の関係でございますが、反則金の関係は、私どもの承知いたしております範囲では、少年の事件については適用にならないという最終案になつておるやうに伺つておりますので、そういたしますれば直接の影響はないわけ、今後少年の交通事件をどう処理するかという問題が懸案として残るという事であらうかと思ひます。

それから少年法改正の問題は、これは非常に大きな問題でございますので、法務省なり内閣の御結論がどういふふうにおさまりますかによりまして、裁判所の事務量にもいろいろの影響がくる、こういうことであらうかと考へております。

○後藤藤隆君 最後に、最高裁判所の庁舎の造営はどの程度に進行しておりますか。

前の国会で裁判所法の一部改正を通したのであります。そこで最高裁判所庁舎新築審議会というものを法律上設けていただいたわけでございます。そしてその審議会で一年間慎重に検討をしていただきまして、これはかなり各方面の、むろん国会議員の方々と野党、衆参両院からお入りいただいた、そして数回にわたつてきつめて慎重に審議をしていただきまして、その結果昨年の八月三十一日に答申が出たわけでございます。その答申に基づきまして、私どものほうではいま事務的な準備を進めつつあるわけでございます。いま参議院で御審議いただいております昭和四十二年度の予算の中にも、これに関する経費をいろいろ計上していただいておりますわけでございます。一つは、若干いふ敷地として予定しておりますところ、民有地がございまして、この買取のための経費を計上していただいております。それから設計につきましては、公開協議の方法によるべきであるという審議会の答申でございましたので、その募集等に必要経費も予算に計上していただいております。そして、いまそういう公開募集のいろいろ事務的な資料の準備をいたしております。これは建設省とも非常に関係がございますので、建設省その他関係方面と連絡しながら設計募集に関する事務的な準備を進めてまいつておるといふ段階でございます。同時に、敷地のほうにつきましては、これは大体買取の手續が進んでおりました、四十三年度には全部敷地の買取が完了するといふ見通しを立てておるやうな状況でございます。

○久保等君 若干質疑をするにあつて必要と思われる資料をちよつと要求したいと思ふのです。法務省のほうからお出しをいただいております。法律案に対する参考資料として印刷物をちよつといただいておりますが、その目次をちよつとごらんになつていただきたいと思ひます。この中で二の「下級裁判所の裁判官の定員・現在員等」という資料は昭和三十八年から四十年にわたつてのいろいろ資料が出ております。この全部について、昭和三十年の資料をひとつつくとお出しを願ひたいのです。ここ三年ばかりの経過でなく、十年ぐらいの経過を比較してみるとよくわかるんじゃないか。昭和三十年の資料を二から九までについてひとつつくとつて提出願ひたいと思ふのですがね。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) お話の点大体すぐつくれると思ひます。ただ一点、現在員の関係は、三十年当時のということがむしろあるいは正確なものになるかもしれませんが、定員ははつきりいたしておりますが、その点ではできる限りのものを提出いたします。

○久保等君 それから、法務省のほうにちよつとやはり資料を要求したいのですが、法務省関係に非常に臨時職員が多いようですが、これに關して二、三ひとつ資料を要求したいと思ふのですが、それは都道府県ごとの年齢別の人員表、臨時職員については、まあ年令については一歳ごとに刻むのはたいへんですから、五歳ぐらいずつまとめてもらつてもけっこうです。それから貸金別人員表、これも貸金は日額と月額とひとつ併記してもらいたいと思ひます。それから、いずれもこれは都道府県別に書いてもらいたいと思ひます。それから勤続年数別の人員表、それから男女別及び採用時の——無条件に照つて臨時で雇つて採用する場合もあり、あるいは若干長期にわたつて採用するのだといつたようなことも言われておる。採用時に要するにいわゆる条件があるかないか——採用時の条件の有無。それから、やはりこれも最近十年間の臨時職員数の推移みたいなものを出してもらいたいと思ふのです。以上が法務省関係で臨時職員に対する資料としてやはり御提出願ひたいと思ひます。私はきょうは資料要求だけでとどめます。

○委員長(浅井亨君) 速記とめて。
○委員長(浅井亨君) 速記始めて。
○委員(浅井亨君) 速記始めて。
○委員長(浅井亨君) 速記始めて。
本日はこちらをもって散会いたします。
午前十一時四十三分散会
五月十八日日本委員会に左の案件を付託された。
一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月三十日)
五月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
別表第四表名称の欄中「吉原簡易裁判所」を「富士簡易裁判所」に、「布施簡易裁判所」を「東大阪簡易裁判所」に、「平簡易裁判所」を「いわき簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「吉原市」を「富士市」に、「長野県西筑摩郡福島町」を「東大阪市」に、「見島市」を「倉敷市見島小川町」に、「玉島市」を「倉敷市玉島」に、「倉敷市」を「倉敷市昭和町」に、「大分県宇佐郡四日市町」を「宇佐市」に、「平市」を「いわき市」に、「山形県東置賜郡赤湯町」を「南陽市」に、「北海道空知郡富良野町」を「富良野市」に改める。
別表第五表立川簡易裁判所の管轄区域の欄中「調布市」を「調布市 国分寺市 国立市」に改め、「国立市 国分寺町」を削り、同表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「小平市」を「小平市 東村山市 田無市 保谷市」に改め、「田無町 東村山町」及び「保谷町」を削り、同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「蕨市」を「蕨市 戸田市

朝霞市」に改め、「戸田町」及び「朝霞町」を削り、同表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「川口市」を「川口市 鳩ヶ谷市」に改め、「北足立郡の内」を削り、同表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「八潮村」を「八潮町」に、「三郷村」を「三郷町」に、「庄和村」を「庄和町」に改め、同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「狭山市」を「狭山市 入間市」に、「大井村 富士見村」を「大井町 富士見町」に、「鶴ヶ島村」を「鶴ヶ島町」に改め、「武蔵町」及び

「西武町」を削り、同表小川簡易裁判所の管轄区域の欄中「菅谷村」を「嵐山町」に改め、同表千葉簡易裁判所の管轄区域の欄中「市原市」を「市原市 八千代市」に改め、「千葉郡」を削り、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「柏市」を「柏市 流山市」に改め、「流山市」を削り、同表矢板簡易裁判所の管轄区域の欄中「塩谷村」を「塩谷町」に改め、同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「桑精町」を削り、同表吉原簡易裁判所の項を次のように改める。

富 士 静岡県の内
富士市 富士宮市 富士郡

同表富士吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「中野村」を「山中湖村」に改め、同表長野簡易裁判所の管轄区域の欄中「篠ノ井市」、「埴科郡の内」及び「信更村 川中島町 更北村」を削り、同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中「更埴市（大字 稲荷山、桑原、野高場及び八幡を除く）」を「更埴市（大字 稲荷山、桑原、野高場及び八幡を除く）」埴科郡に改め、「埴科郡の内」を削り、同表吹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「吹田市」を「吹田市 摂津市」に改め、「三島郡の内」を削り、同表茨木簡易裁判所の管轄区域の欄中「高槻市」を「高槻市 三島郡」に改め、「三島郡の内」を削り、同表布施簡易裁判所の項を次のように改める。

東 大 阪 大阪府の内
東大阪市 八尾市

同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「堺市」を「堺市 高石市」に改め、「泉北郡の内」を削り、同表羽曳野簡易裁判所の管轄区域の欄中「柏原市」を「柏原市 藤井寺市」に改め、「南河内郡の内」を削り、同表岸和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「和泉市」を「和泉市 泉北郡」に改め、「泉北郡の内」を削り、同表京都簡易裁判所の項を次のように改める。

京 都 京都府の内
京都市の内
中京区 北区 上京区 左京区 東山区 下京区 南区
(南区役所久世出張所の所管区域を除く)

同表右京簡易裁判所の項及び向日町簡易裁判所の項を次のように改める。

右 京 京都府の内
京都市の内
右京区(右京区役所大原野出張所の所管区域を除く)

向日町 京都府の内
京都市の内
南区南区役所久世出張所の所管区域
乙訓郡

神 戸 兵庫県の内
神戸市の内
生田区 長田区 須磨区 兵庫区(兵庫区役所道場出張所、八多出張所、大沢出張所及び長尾出張所の各所管区域を除く) 垂水区(垂水区役所伊川谷出張所、磯谷出張所、押部谷出張所、玉津出張所、平野出張所、神田出張所及び岩岡出張所の各所管区域を除く) 三木市 美藪郡

三 田 兵庫県の内
三田市の内
兵庫区兵庫区役所道場出張所、八多出張所、大沢出張所及び長尾出張所の各所管区域

明 石 兵庫県の内
明石市の内
垂水区垂水区役所伊川谷出張所、磯谷出張所、押部谷出張所、玉津出張所、平野出張所、神田出張所及び岩岡出張所の各所管区域

同表社簡易裁判所の管轄区域の欄中「小野市」を「小野市 加西市」に改め、「加西郡」を削り、同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「牟婁町」、同表愛知簡易裁判所の管轄区域の欄中「有松町 大高町」、同表富山簡易裁判所の管轄区域の欄中「呉羽町」、同表高岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「東礪波郡の内」及び同表福井簡易裁判所の管轄区域の欄中「西礪波郡の内」を削り、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「東野村」を「東野町」に改め、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「松永市」及び同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「都濃町」を削り、同表尾島簡易裁判所の項を次のように改める。

児島	岡山県の内 倉敷市の内 児島支所の所管区域
----	-----------------------------

同表玉島簡易裁判所の項及び倉敷簡易裁判所の項を次のように改める。

玉島	岡山県の内 倉敷市の内 玉島支所の所管区域 浅口郡
----	------------------------------------

倉敷	岡山県の内 倉敷市(児島支所及び玉島支所の各所管区域を除く) 都窪郡の内 早島町 吉備郡の内 真備町
----	---

同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「筑邦町」を削り、同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「福富村」を「福富町」に、同表唐津簡易裁判所の管轄区域の欄中「浜崎玉島町」を「浜玉町」に、同表諫早簡易裁判所の管轄区域の欄中「多良見村」を「多良見町」に、同表宇佐簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇佐郡」を「宇佐市」に、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「大字長浜、網田、下網田、戸田浦及び赤瀬」を「長浜町、上網田町、下網田町、戸口町及び赤瀬町」に、合志村、西合志村を「合志町」に、同表三角簡易裁判所の管轄区域の欄中「大字長浜、網田、下網田、戸口浦及び赤瀬」を「長浜町、上網田町、下網田町、戸口町及び赤瀬町」に、同表玉名簡易裁判所の管轄区域の欄中「玉東村」を「玉東町」に、「岱明村」を「岱明町」に改め、同表鹿見簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷山市」及び同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「高城町」を削り、同表郡山簡易裁判所の項及び三春簡易裁判所の項を次のように改める。

郡山	福島県の内 郡山市
三春	福島県の内 田村郡

同表平簡易裁判所の項を次のように改める。

いわき	福島県の内 いわき市
-----	---------------

同表赤湯簡易裁判所の項を次のように改める。

赤湯	山形県の内 南陽市 東置賜郡の内 高島町
----	-------------------------------

同表鶴岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「櫛引村」を「櫛引町」に、同表秋田簡易裁判所の管轄区域の欄中「井川村」を「井川町」に、「大瀧村」を「大瀧町」に、同表俱知安簡易裁判所の管轄区域の欄中「狩太町」を「ニセコ町」に改め、同表富良野簡易裁判所の項を次のように改める。

富良野	北海道の内 富良野市 空知郡の内 上富良野町 勇払郡の内 占冠村
-----	---

同表十勝池田簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊頃村」を「豊頃町」に改め、同表三木簡易裁判所の管轄区域の欄中「山田町」、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「応神村」及び「大麻町大字板東、萩原、津慈、川崎、檜及び三俣」並びに同表鳴門簡易裁判所の管轄区域の欄中「大麻町(大字板東、萩原、津慈、川崎、檜及び三俣を除く)」を削り、同表須崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「橋原村」を「橋原町」に改める。

- 附則
- この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
 - この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

第三号中正誤	ハシ 段行 誤	正
	ニ 三 二 拒聘	ニ 三 二 拒聘
	シ 四 三 二百十七金	シ 四 三 二百十七円
	四 四 二 ございます	四 四 二 ございます
	五 三 五 ならない	五 三 五 ならない
	六 一 二 入管(出頭	六 一 二 入管へ出頭
	シ 四 一 二 まするが	シ 四 一 二 まするか
	シ 三 一 二 これに	シ 三 一 二 これは
	ハ 一 一 三 ですね	ハ 一 一 三 ですかね
	シ 三 一 二 ところ	シ 三 一 二 とか、
	シ 二 一 二 ところ	シ 二 一 二 ところ

第三部

法務委員会會議録第四号

昭和四十二年五月二十三日

【参議院】

昭和四十二年五月三十一日印刷

昭和四十二年六月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局